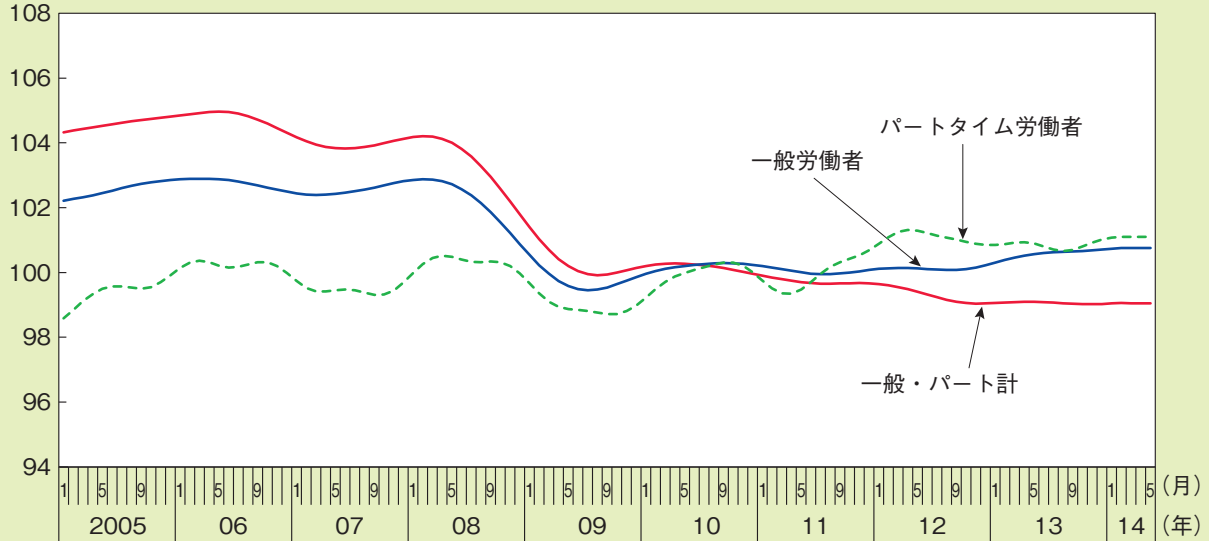


第2-2-4図 一般とパートの一人当たり名目賃金の寄与度分解

一般の名目賃金とパートの時給は底堅く推移

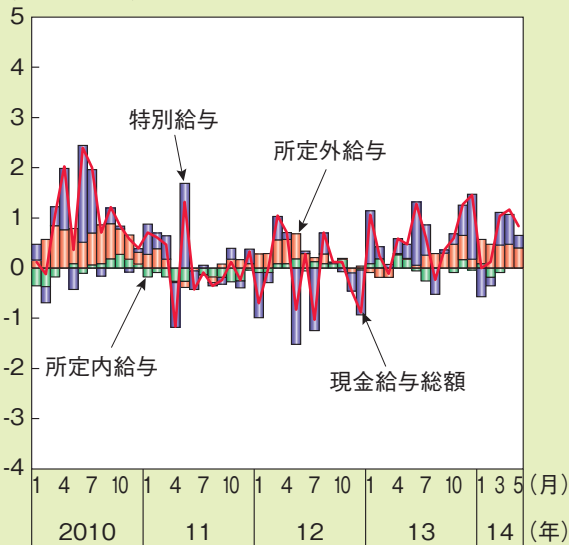
(1) 一人当たり名目賃金（現金給与総額）の中期的な変動

(2010年=100)



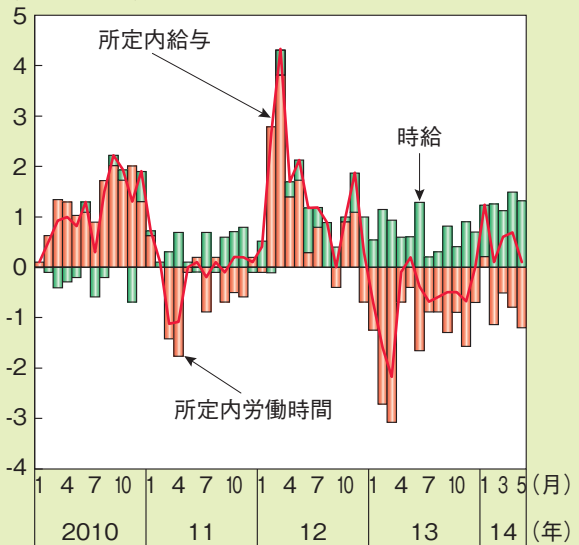
(2) 一般労働者の一人当たり名目賃金（現金給与総額）

(前年比、%)



(3) パートタイム労働者の所定内給与

(前年比、%)



(備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。
 2. (1) は、それぞれ現金給与総額の傾向・循環要因の推移。
 3. 2014年5月の値は速報値。

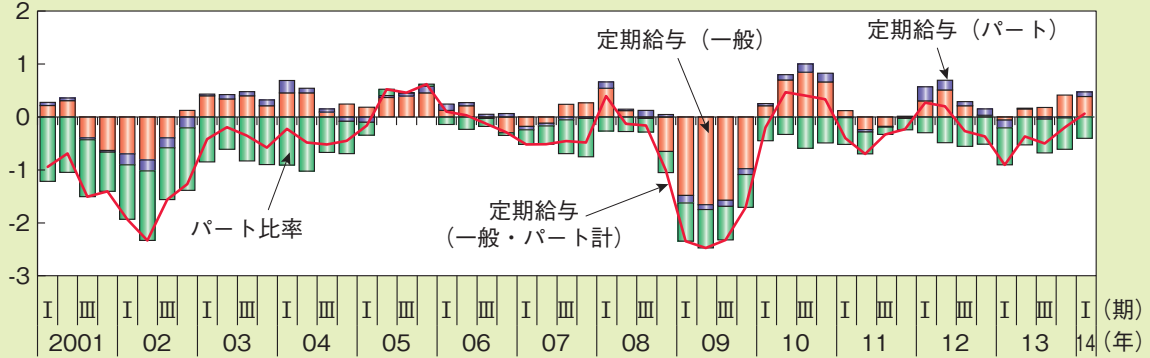
与がプラスに転じたことから、マイナス幅を縮小した（第2-2-5図 (1)）。ただし、この間もパート比率が上昇したため、そのマイナス寄与が継続した。2001年以降についてパート比率の寄与度をみると、それがプラスに寄与している時期は2005年の4-12月のみであり、我が国では、パート比率の上昇が長期にわたって定期給与の押下げに寄与している。

第2-2-5図 日米のパート比率と定期給与

我が国の一人当たり名目賃金はアメリカに比べてパート比率の影響が顕著

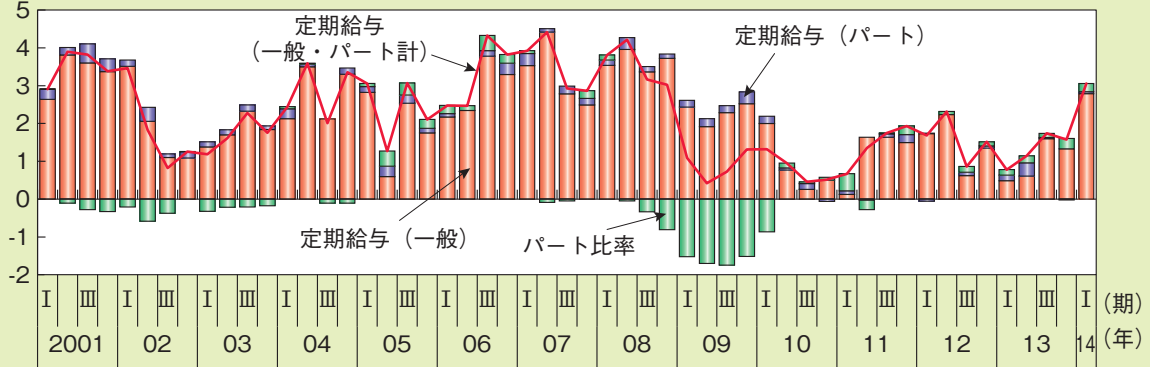
(1) 日本の定期給与の寄与度分解

(前年比 (%), 寄与度)



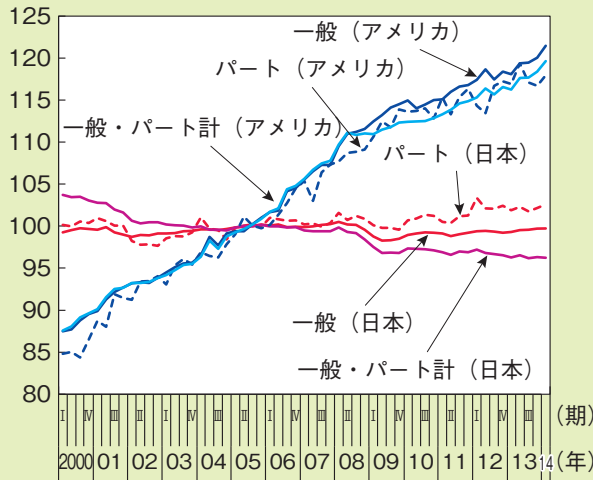
(2) アメリカの定期給与の寄与度分解

(前年比 (%), 寄与度)



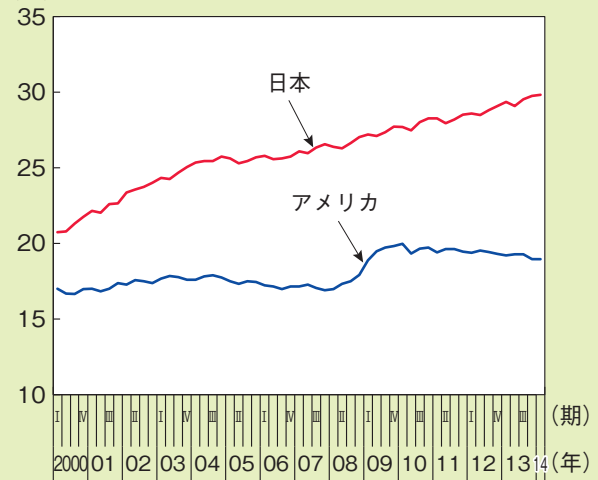
(3) 日米の定期給与の推移

(指数、2005=100)



(4) 日米のパート労働者比率の推移

(%)



(備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、Bureau of Labor Statistics「Current Population Survey」により作成。
 2. アメリカの定期給与は、フルタイム労働者とパートタイム労働者の「通常の週間賃金の中央値 (Median usual weekly earnings)」をパート労働者比率で加重平均したもの。
 3. (3) 図は、いずれも内閣府試算の季節調整値。

アメリカの定期給与をみると、ITバブル崩壊やリーマンショック後の景気悪化期にパート比率の上昇が定期給与の押下げに寄与したが、一般労働者とパートタイム労働者の定期給与の増加が支えとなり、全体として増加基調を維持している（第2-2-5図（2）、（3））。また、我が国とは異なり、アメリカのパート比率は景気回復に伴って緩やかに低下する傾向がみられ、2011年7-9月期以降はパート比率のプラス寄与が続いている（第2-2-5図（2）、（4））³⁴。

以上のことから、我が国の定期給与に関しては、一般労働者とパートタイム労働者それぞれの定期給与が持続的に上昇するような雇用・所得環境を実現するとともに、アメリカのように景気回復に伴って正社員化が進むようにしていくことが課題である。さらに、同一職種において、パートタイム労働者と一般労働者の処遇を近づけていくことも重要である。

●企業収益の改善を受けて特別給与は2013年に入って改善

特別給与の動向を、夏季（6～8月累計）と年末（11月～1月累計）の前年比の寄与度分解によって確認しよう。第一に、製造業と非製造業のいずれも2013年に入って特別給与がプラスに転じている（第2-2-6図）。特別給与は前年度の企業の経常利益に連動する傾向が強く、2012年末以降に景気が持ち直す中で、企業収益が着実に改善したことが特別給与の押上げに寄与した³⁵。

第二に、製造業は2013年夏季と年末の特別給与が共に2年ぶりのプラスとなり、伸び率は年末の方が大きい。これは、2012年秋以降の円安方向への動き等を背景に、製造業の経常利益の増加幅が2012年10-12月期から2013年4-6月期にかけて拡大したこと、その後も高い伸びを維持したこと等による。

第三に、非製造業は2013年の夏季の特別給与が3年ぶりのプラス、年末が8年ぶりのプラスとなり、ここ数年の減少傾向が止まり、増加に転じている。非製造業については、パート比率の上昇が継続的にマイナス寄与している点に留意が必要である。

(3) 賃金引上げをめぐる動き

我が国では、景気を持ち直しや企業業績の回復等を背景に、2013年後半以降、賃金引上げ機運が高まっている。そこで、以下では、賃金引上げをめぐる動きについて概観する。

●政労使が取り組むべき4つの課題で共通認識を醸成

2013年9月20日、経済界、労働界、政府は「経済の好循環実現に向けた政労使会議」の第1

注 (34) 男女別のパート比率の特徴としては、日本の女性のパート比率がアメリカに比べて非常に高いことが知られている。この背景として、アメリカにおいては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組によって、女性が一般労働者として働きやすい環境が整備されていること等が挙げられる。

(35) 坂本・村上（2013）では、調査産業計の前年度と前々年度の経常利益が1%改善すると、当該年度の特別給与が0.12%改善するとの推計結果が示されている。